

農地中間管理事業の推進に関する法律案新旧対照条文目次

一	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（附則第三条）	1
二	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）	（附則第四条）	2
三	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	（附則第五条）	9
四	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	（附則第六条）	12
五	独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）	（附則第七条）	15

農地中間管理事業の推進に関する法律案新旧対照条文

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 第一号法定受託事務 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		別表第一 第一号法定受託事務 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	
法律 (略)	事務 (略)	法律 (略)	事務 (略)
農地中間管理 事業の推進に 関する法律（ 平成二十五年 法律第 号）	第三條第一項、第四項及び第五項、第四條、第五條、第八條第一項及び第五項、第十三條、第十四條第一項及び第三項、第十五條、第十八條第一項、第三項及び第五項、第二十條、第二十一條第二項、第二十七條並びに第二十九條第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務		

改 正 案	現 行
（土地改良事業に参加する資格） 第三条（略） 2・3（略） 4 第一項又は第二項の規定の適用については、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）、農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）若しくは農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地保有合理化事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業をいう。）、農地利用集積円滑化事業（同条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。）若しくは農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。	（土地改良事業に参加する資格） 第三条（略） 2・3（略） 4 第一項又は第二項の規定の適用については、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）若しくは農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体がその借り受けている農用地を農地保有合理化事業（同法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業をいう。）若しくは農地利用集積円滑化事業（同条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。）の実施により貸し付けるまでの間一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が政令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

(申請)

第八十五条 第三条に規定する資格を有する十五人以上の者又は農地中間管理機構は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、国が行うべきもの（以下「国営土地改良事業」という。）にあつては農林水産大臣に、都道府県が行うべきもの（以下「都道府県営土地改良事業」という。）にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 前項の者又は農地中間管理機構は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項（以下「予定管理方法等」という。）その他必要な事項を公告して、同項の一定の地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。

3 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む第一項の規定による申請をするには、同項の者又は農地中間管理機構は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得

(申請)

第八十五条 第三条に規定する資格を有する十五人以上の者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、国が行うべきもの（以下「国営土地改良事業」という。）にあつては農林水産大臣に、都道府県が行うべきもの（以下「都道府県営土地改良事業」という。）にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項（以下「予定管理方法等」という。）その他必要な事項を公告して、同項の一定の地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。

3 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部を含む第一項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

なければならない。

4・5 (略)

6 第一項の者又は農地中間管理機構は、前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上相当の期間を定めて当該協議に係る土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

7 前項の規定による公告があつたときは、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告をした第一項の者又は農地中間管理機構に対し意見書を提出することができる。

8・9 (略)

(土地改良事業の開始)

第九十五条 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体(政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。)若しくは農地中間管理機構又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行うとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、(農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては総会の議決(総会を置かない農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に

4・5 (略)

6 第一項の者は、前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上相当の期間を定めて当該協議に係る土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

7 前項の規定による公告があつたときは、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告をした第一項の者に対し意見書を提出することができる。

8・9 (略)

(土地改良事業の開始)

第九十五条 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体(政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。)又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行うとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、(農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては総会の議決(総会を置かない農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定と

あつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定とする。以下この節において同じ。）を経て、）規約（同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行う場合にあつては、規準とする。以下この節、第三百三十二条第一項及び第三百三十四条第一項において同じ。）及び土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

3・4 （略）

5 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の社員及び第二項の同意をした者を除く。）に對抗することができない。

（土地改良事業の変更等）

第九十五条の二 前条第一項の規定により土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、（農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては総会の議決を経て、）必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の者は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を

する。以下この節において同じ。）を経て、）規約（同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行う場合にあつては、規準とする。以下この節、第三百三十二条第一項及び第三百三十四条第一項において同じ。）及び土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

3・4 （略）

5 規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の社員及び第二項の同意をした者を除く。）に對抗することができない。

（土地改良事業の変更等）

第九十五条の二 前条第一項の規定により土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、（農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては総会の議決を経て、）必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の者は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を

廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由）並びに規約を変更する必要があるときは変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得、かつ、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては、総会の議決を経なければならない。

廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由）並びに規約を変更する必要があるときは変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得、かつ、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体にあつては、総会の議決を経なければならない。

3 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条、第十条第一項及び第五項並びに第四十八条第四項、第六項及び第十項から第十二項までの規定（前項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項の規定）を準用する。この場合において、第八条第一項、第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあり、「組合員の三分の二以上の同意」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意」と、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十五条の第二項の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条の第二項」と、同条第十二項中「組合員を除く。」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の社員及び第九十五条の第二項の同意、同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意又は第九十五条の第二第三項において準用する第四十八条第六項の申出をした者を除く。」と読み替えるものとする。

（測量、検査又は簿書の閲覧等の手続）

第一百八条 次に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することができる。

一 三 （略）

四 第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者又は同項若しくは第百条第一項の規定により土地改

3 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条、第十条第一項及び第五項並びに第四十八条第四項、第六項及び第十項から第十二項までの規定（前項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項の規定）を準用する。この場合において、第八条第一項、第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあり、「組合員の三分の二以上の同意」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意」と、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十五条の第二項の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条の第二項」と、同条第十二項中「組合員を除く。」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の社員及び第九十五条の第二項の同意、同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意又は第九十五条の第二第三項において準用する第四十八条第六項の申出をした者を除く。」と読み替えるものとする。

（測量、検査又は簿書の閲覧等の手続）

第一百八条 次に掲げる者は、土地改良事業に関し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することができる。

一 三 （略）

四 第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者又は同項若しくは第百条第一項の規定により土地改

良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構の役職員 五 (略) 2、4 (略) 5 第一項の場合には、同項第一号の国、都道府県若しくは市町村、同項第二号の土地改良区若しくは連合会、同項第三号の農業委員会、同項第四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は同項第五号の者は、同項に掲げる行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。 6 (略)	良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体の役職員 五 (略) 2、4 (略) 5 第一項の場合には、同項第一号の国、都道府県若しくは市町村、同項第二号の土地改良区若しくは連合会、同項第三号の農業委員会、同項第四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又は同項第五号の者は、同項に掲げる行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。 6 (略)
---	---

改 正 案	現 行
（農地又は採草放牧地の権利移動の制限） 第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。 一〇七 （略） 七の二 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第号）第十八条第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合 八〇十四 （略） 十四の二 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業（同条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施により農地中間管理権（同条第五項に規定する農地中間管理権をいう。）を取得する場合 十四の三 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第二号に規定する農地貸付信託をいう。）の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取	（農地又は採草放牧地の権利移動の制限） 第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。 一〇七 （略） 八〇十四 （略）

得する場合

十五・十六 (略)

257 (略)

(農地又は採草放牧地の賃貸借の更新)

第十七条 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前まで（賃貸人又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一月前まで）の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する特定利用権に係る賃貸借、農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号に規定する利用権に係る賃貸借及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃貸借に係る賃貸借については、この限りでない。

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

第十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、こ

十五・十六 (略)

257 (略)

(農地又は採草放牧地の賃貸借の更新)

第十七条 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前まで（賃貸人又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一月前まで）の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する特定利用権に係る賃貸借及び農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号に規定する利用権に係る賃貸借については、この限りでない。

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

第十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、こ

の限りでない。

一〇六 (略)

七 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項第一号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第二号に掲げる業務の実施により貸し付けた農地又は採草放牧地に係る賃貸借の解除が、同法第二十条又は第二十一条第二項の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

2〇7 (略)

八 農地又は採草放牧地の賃貸借に付けた解除条件(第三条第三項第一号、農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第二項第五号に規定する条件を除く。)又は不確定期限は、付けないものとみなす。

の限りでない。

一〇六 (略)

八 農地又は採草放牧地の賃貸借に付けた解除条件(第三条第三項第一号及び農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する条件を除く。)又は不確定期限は、付けないものとみなす。

2〇7 (略)

改 正 案	現 行
（農用地利用集積計画の作成） 第十八条 （略） 2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 （略） 二 前号に規定する者が利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。次項第二号において同じ。））、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。第六号において同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 三 八 （略） 3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。 一 （略） 二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件（農業生産法人及び同項第六号に規定する者にあつては、イに掲げる要件）の全てを備えることとなること。ただし、農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等	（農用地利用集積計画の作成） 第十八条 （略） 2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 （略） 二 前号に規定する者が利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。第六号において同じ。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 三 八 （略） 3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。 一 （略） 二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件（農業生産法人及び同項第六号に規定する者にあつては、イに掲げる要件）のすべてを備えることとなること。ただし、農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定

を受ける場合、農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構が農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。）の実施によつて利用権の設定又は移転を受ける場合、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号に掲げる者を除く。）が当該農業生産法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、この限りでない。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ（略）

三 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者である場合にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ・ロ（略）

四 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定

等を受ける場合、農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号に掲げる者を除く。）が当該農業生産法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあつては、この限りでない。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ（略）

三 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者である場合にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ・ロ（略）

四 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設

又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

4・5 (略)

定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

4・5 (略)

○ 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条
 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）（附則第七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（経営移譲） 第四十二条 前条第一項第一号又は第二号の経営移譲とは、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者が当該耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その廃止又は縮小が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することをいうものとする。 一 （略） 二 経営移譲者が、基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等（その者が基準日後一年間に所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。以下「処分対象農地等」という。）の<u>全て</u>について、次のイ又はロに掲げる者のいずれかに対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。 イ 農業者年金の被保険者である六十歳未満の者（経営移譲者の配偶者及び経営移譲者が第二十三条第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつたものを除く	（経営移譲） 第四十二条 前条第一項第一号又は第二号の経営移譲とは、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者が当該耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その廃止又は縮小が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することをいうものとする。 一 （略） 二 経営移譲者が、基準日において所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供していた農地等（その者が基準日後一年間に所有権若しくは使用収益権を取得し、又は使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の返還を受けたときは、その取得又は返還に係る農地等を含む。以下「処分対象農地等」という。）の<u>すべて</u>について、次のイ又はロに掲げる者のいずれかに対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。 イ 農業者年金の被保険者である六十歳未満の者（経営移譲者の配偶者及び経営移譲者が第二十三条第一項第四号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者として指定したその者の直系卑属で、同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつたものを除く

。ロにおいて「譲受適格被保険者」という。）、新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行おうとする者で政令で定める要件に該当するもの（経営移譲者の配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除く。）、基金、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構その他政令で定める者

ロ（略）

三 経営移譲者が、次のイ及びロに掲げる者に対し、それぞれイ及びロに掲げる処分対象農地等について、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。

イ（略）

ロ 前号ロに掲げる者（国民年金法第七条第一項第二号に該当する者で政令で定めるものその他の政令で定める者に限る。） 処分対象農地等のうちイに掲げる農地等を除いた残余の全て

四 経営移譲者が、処分対象農地等のうちその者の日常生活に必要な最小限度の面積として政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余の全てについて、第二号イに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を縮小したものであること。

2
5 （略）

。ロにおいて「譲受適格被保険者」という。）、新たに農地等につき耕作又は養畜の事業を行おうとする者で政令で定める要件に該当するもの（経営移譲者の配偶者並びに直系卑属及びその配偶者を除く。）、基金、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体その他政令で定める者

ロ（略）

三 経営移譲者が、次のイ及びロに掲げる者に対し、それぞれイ及びロに掲げる処分対象農地等について、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を廃止したものであること。

イ（略）

ロ 前号ロに掲げる者（国民年金法第七条第一項第二号に該当する者で政令で定めるものその他の政令で定める者に限る。） 処分対象農地等のうちイに掲げる農地等を除いた残余のすべて

四 経営移譲者が、処分対象農地等のうちその者の日常生活に必要な最小限度の面積として政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて、第二号イに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することにより、当該耕作又は養畜の事業を縮小したものであること。

2
5 （略）